

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

広島県人事委員会規則第七号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成十四年広島県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十七号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第二中第十二号を第十三号とし、第四号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 公益財団法人広島県体育協会

附則

この人事委員会規則は、平成三十年四月一日から施行する。